

足利義材の西国廻りと吉見氏

—一通の連署状から—

羽田 聡

はじめに

細川政元が室町幕府十代將軍の足利義材（のち義尹・義植と改名、本稿では義材に統一）を廢して新たに義澄を擁立する、いわゆる明応の政変以降の室町幕府研究は、細川氏家督が幕府諸機関を総覽・統治するという今谷明氏の提起^①に対する実証という形で進められてきた^②。しかし、近年、こうした手法から一歩踏み出して、当該期の守護とのつながりのなかで幕府の位置づけを問い直すという、より広い視野からの研究^③がなされるなど、後期室町幕府の研究は新たな段階を迎えたといえるだろう。そうしたなかにあつて、政変の当事者で俗に「流れ公方」とか「島公方」と称される義材本人については、動向を含めてべールに包まれた部分が多い。

略歴を紹介しておく、義材は文正元（一四六六、西暦は初出のみ示す）年七月、足利義視と裏松政光女の間生まれ。延徳二（一四九〇）年正月、將軍となり、近江の六角高頼や河内の畠山基家の征伐に乗り出す、明応二（一四九三）年四月、明応の政変に

より京都を出奔して越中・越前などを流浪し、最終的に周防へ下り大内義興の庇護をうけた。永正四（一五〇七）年六月、政元が暗殺されるとその混乱に乗じて義興とともに東上し、同五年六月、細川高国らに迎えられ入京を果たし、再度將軍となった。大永元（一五二二）年三月、高国との確執から再び京都を出奔し、同三年、阿波の撫養で没した^④。

さて、義材に関する先行研究をみると、將軍就任直後の殿中申次をはじめとした側近の役割や動向について述べたもの^⑤、周防滞在時に庇護をうけた大内氏との関係や入京後の幕政における義興の位置づけについて述べたもの^⑥、その人物像を諸史料により描き出したもの^⑦などがある。

一見して分かるように、これらの成果のほとんどは、政変前後と永正五年に入京を果たしてからのものである。北陸・西国滞在を経て入京を果たすまでの西国廻りの時期における義材の動向は残された課題であり、その解明は室町時代後期における幕府のあり方を検討するうえで重要な要素が含まれていると考える。そうしたなかにあつて、義材の北陸滞在が地域の諸勢力に及ぼした影響について考

察し、中央と地方および地方と地方の關係に視点を展開させた家永
 遵嗣氏の論考は白眉といえるだろう。⁸⁾

本稿では史料的な制約はあるものの、一通の連署状を手がかりに
 して、足利義材の西国廻りについて考えてみたい。

一 一通の連署状

前田育徳会の所蔵する『尊経閣古文書纂』には、「吉見文書」と
 題する文書群が収録されている。南北朝期に能登守護をつとめ、の
 ち幕府の外様衆となった吉見氏の家伝文書で、全十二通よりなる。
 そのなかに、つぎのような文書がある(挿図1)。

【史料1】下津屋信秀ほか二十九名連署状(「は改行を示す」)

栗飯原三郎左衛門尉、依窮困及餓死之儀、昨日十六日通世仕
 候、対 上意申、更「無別心緩怠通、以書状申入候由、相番中
 へ」申置候、以御憐愍可然様、被思食計候者、各「忝可存候由、
 以御取合御披露可畏入候、恐々謹言、

八月十七日

下津屋次郎
 信秀(花押)
 玉井彈正忠
 益信(花押)

〔以下二十八名を略す、へ表一を参照〕

〈表一〉

番号	人名
1	下津屋与次郎信秀
2	玉井彈正忠益信
3	下津屋左京亮近信
4	久下駿河守政光
5	杉原因幡入道善賢
6	小早川兵部少輔元茂
7	金山三郎
8	杉原下総守盛平
9	宮又三郎真信
10	宮小次郎実信
11	大和次郎左衛門盛忠
12	萩野三郎光豊
13	高孫次郎師定
14	萩宮内少輔貞利
15	大和彦太郎秀邦
16	高山孫三郎重久
17	杉原美濃守盛重
18	藤民部駿河入道宗栄
19	薬科左京亮貞清
20	杉原与四郎忠平
21	宮若狭守貞兼
22	佐野又五郎孝綱
23	高山六郎五郎重秀
24	杉原平次郎忠良
25	宮弥太郎貞盛
26	宮彦次郎親孝
27	杉原次郎光盛
28	東宮内少輔師胤
29	大和佐渡入道永存
30	多喜新藏人資徳

〈表二〉

番号	人名	蛭川番帳	永享番帳	長享番帳	京大番帳	所領など備考
1	栗飯原	④	④	④	④	
2	下津屋			④⑤	④⑤	三河
3	玉井					④(久下番帳)
4	久下	④	④	④	④	丹波
5	杉原	③④⑤	③⑤	④	③④⑤	備中・備後
6	小早川	②④	②④	②④	④	安芸
7	金山	④	④	④		丹波
8	宮	①④⑤	①④⑤	①④⑤	①④⑤	備後
9	大和	④	④	④	④	但馬・丹後など
10	萩野	④	④	④	④	丹後
11	高	③④	③④	③	④	山城・備中
12	萩	④	④	④	④	三河
13	高山	④	④	④	④	飛騨
14	藤民部	④	④	④	④	尾張
15	薬科	④	④			
16	佐野	④		④	④	美作
17	東	④	④	④		美濃
18	多喜					④(久下番帳)

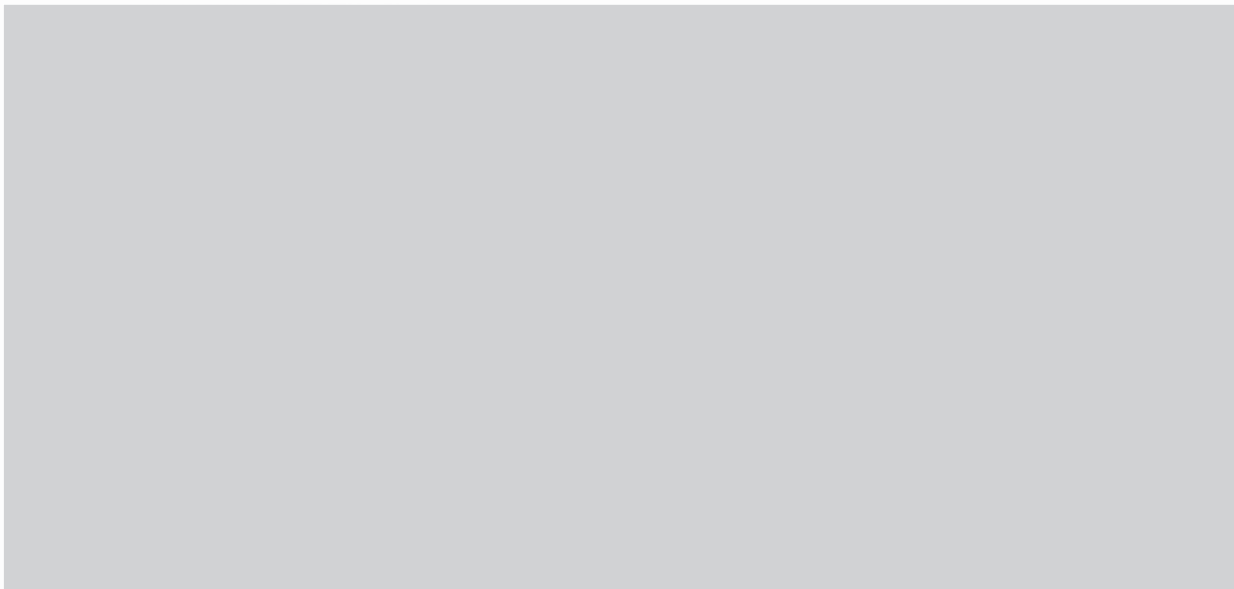
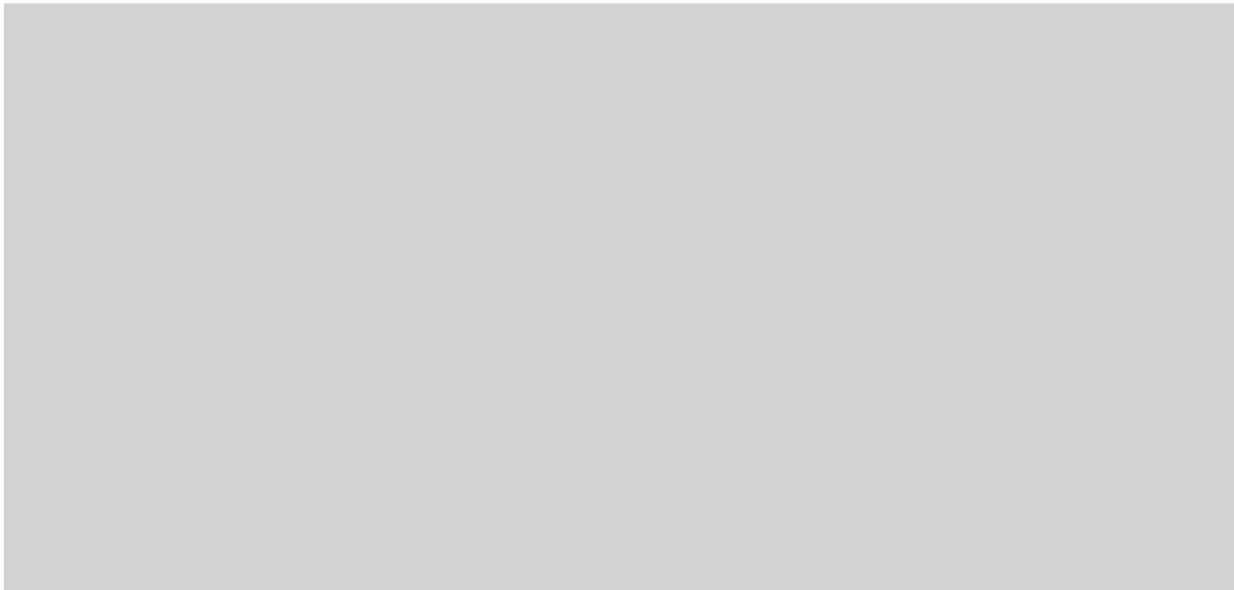
※所領など備考は、「康正二年造内裏段錢并国役引付」(『群書類従 二八』
 続群書類従完成会、一九九一年)にみえる所領、ならびに「長享番帳」に
 注記される国名を記した。

※久下番帳は、『兵庫県史 史料編 中世三』(一九八八年)に収録される
 「久下文書」七七によった。

三紙を継いだ続紙で、本文および署名までが一筆、花押のみが別
 筆と認められる。内容は、栗飯原三郎左衛門尉なる者が困窮して遁
 世したことをうけて、彼の救済を求め、下津屋信秀など三十名が加
 判して提出した連署状である。

まず、加判するのはどのような者たちなのかをみてみると、「相
 番」といった表現からある集団を想定することが可能となり、文中
 の栗飯原氏は、「幕府番帳案」(以下「蛭川番帳」と略す)・「永享以
 来御番帳」(以下「永享番帳」と略す)・「東山殿時代大名外様附」
 (以下「京大番帳」と略す)といった五ヶ番よりなる室町幕府奉公
 衆を部分的に書きあげた番帳をみると、四番衆の一員として確認さ
 れる。恐らく、下津屋信秀らも栗飯原氏と同様であると推測され、

前掲の番
 帳に「長
 享元年九
 月十二日
 常徳院殿
 様江州御
 動座当時
 在陣衆着
 到」(以
 下「長享
 番帳」と
 略す)を
 加えて、
 へ表一



挿図 1

の諸氏の所属番を検出した(表二)をみると、杉原氏・小早川氏・宮氏など一族が複数の番衆に所属するものもいるが、ほぼすべての諸氏が四番衆として確認できる。つまり、【史料1】は室町幕府奉公衆のうち四番衆が加判して作成した連署状ということになる。

加判する者たちの所属が明らかとなったところで、つぎに問題となるのは、連署状がいつごろ、いかなる状況で作成されたのかということである。彼らのうち何人かを取り上げて、おおよその見当をつけてみることにしよう。

二十九番目に加判する大和佐渡入道永存は、「系図纂要」¹⁶の大和邦永の注記に「佐渡守 法名永存」とあり、長享元(一四八七)〜三年の作成とされる「長享番帳」にみえる大和佐渡守邦永と同一人物であることが判明する。一方、明応元〜二年の作成とされる「京大番帳」¹⁷にみえる大和佐渡守は、番帳の作成年代や官途名から邦永と

同一とみるべきで、ここでは入道後の法名が記されていることから、連署状は明応年間以降のものとすることができる。

大和永存で得られた結果をもとに検討をすすめると、十八番目に加判する藤民部駿河入道宗栄は、『実隆公記』永正五年八月二十一日条に「藤民部駿河入道来、近日自駿河上洛云々」とある者と同じであろう。これよりさき、『大乘院社雑事記』明応七年六月条には、当時、越中にあつた足利義材に供奉した人物として藤民部駿河守がみえ、これも同一とみなして大過あるまい。『蔭涼軒日録』延徳二年正月二十三日条などから俗名は政盛であつたこと、永正八年三月十三日に七十七歳で死去したことが知られる。

また、四番目に加判する久下駿河守政光は、明応年間のもので推定される足利義材御内書¹⁹によれば、当時、京都を出奔していた義材に供奉していたらしい。義材が入京して二ヶ月後の永正五年八月、政光が自身の所領安堵を求めて提出した申状につきのような一節がある。

【史料2】久下政光申状案（「久下文書」²⁰）

（前略）右当知行・同本地以下事、去年於防州以一色故治部少輔歎申処、於京都最前二可被仰付由被仰下候、又去年同宮内少輔¹⁷二付て申上処、同前の為 上意之由被仰出候条、忝存、于今¹⁸かん¹⁹にん仕候、如此悉無足いたし十六个年之間方々流ろう仕候といへ共、今度かいふんの以奔走致供奉候、以御慈悲早被成下御下知、弥奉公忠節いたすへき旨、可然様御披露可畏入候、仍粗々言上如件、

永正五年八月 日

京都に帰つたら真つさきに裁定を下す、という周防にあつた義材

の言をうけて提出されたもので、「十六个年之間方々流ろう仕」とあるように、明応の政変から入京するまでの十六年間、政光は義材に供奉していたことがわかる。

さて、藤民部宗栄と久下政光には、連署状の作成年代などを推定する重要な手がかりが含まれている。すなわち、兩人とも京都を出奔した足利義材に供奉していた形跡があることから、連署状に加判する者は義材と関係の深い四番衆と考えることができる。これを裏付けるように、十二番目に加判する萩野三郎光豊は文亀元（一五〇一）年二月、周防へと逃れた義材に供奉して同地の今八幡宮に参詣したことがみえる²¹。義材の畠山征伐、河内出陣に際して作成したとされる「京大番帳」²²には、大和永存のほか、久下駿河守・杉原因幡守・同下総守・宮若狭守・同弥太郎がみえ、それぞれ久下政光・杉原善賢・同盛平・宮貞兼・同貞盛に対応するとみられることもその傍証となる。さらに、宗栄は明応七年六月にはまだ駿河守と名乗っていること、永正八年三月に死去したことから、連署状は明応七年と永正七年の間に作成されたものであることになる²³。これ以外にその作成年代を絞り込むような徴証は、現在のところ見あたらない²⁴。ここで、政変後における足利義材の動向を『史料綜覧』²⁵をもとに整理すると、つぎのようになる。

明応二・七 越中正光寺・放生津へ

同七・九 越前一乗谷へ

同八・七 越前敦賀へ

同八・十一 細川政元との戦いに敗れ近江坂本から没落、周防

の大内義興を頼る

文亀元・六 周防にあつて入京をはかり、諸国に兵を徴する

永正二・十二 明年二月をもつて周防を進発することを畠山義興に報じる

同四・十二 義興に奉じられ海路を東上する

同五・四 和泉堺に到る

同五・六 細川高国らとともに堺を発し入京

同五・七 足利義澄の出奔に伴い再度將軍となる

義材にとつて明応七年〜永正七年は、北陸から没落して周防の大内義興のもとに身を寄せたのち、義興や細川高国らと入京を果たす西国廻りを終え、再度將軍となつて間もない時期にあたる。連署状はこうした時期において、義材に近侍していた奉公衆四番衆により作成されたものであるとすることができる。⁽²⁶⁾

最後に、三十名という人数の意味するものについて少し考えておこう。

【史料3】『大乘院寺社雜事記』明応二年八月十一日条

高矢辻子此間自北国罷帰、將軍御所ハ越中ニ御座、七月一日ニ

江州ニ御下向、自其越中御下向也、(中略)近習者七十人計ハ

参申了、所々御内書以下被遣之、大内方へ被仰遣事在之、御返

事ハ不承及罷上云々、

【史料4】『瓦林政頼記』⁽²⁷⁾永正五年条

同六月八日ニハ御所様御入洛アリ、大内ヲ始テ長門・周防・安

芸・石見・豊前・筑前、山陽・山陰ニアリトアル奉公衆不殘御

供申ケレハ、見物貴賤市ヲナシテソ待申ケル、(後略)

前者は明応二年八月に北陸より奈良へ帰った高矢辻子が尋尊にもたらした情報で、近江に進発したものの再び越中に戻った義材には七十名ほどの奉公衆が供奉していたとする。これは「計ハ」という

語句が示すように、必ずしも多くはない。⁽²⁸⁾ 同じく北陸にあった義材に関する情報だけに、その信頼度は高いといえるだろう。一方、後者は永正五年六月に義材が入京を果たした時の記述で、九州・中国地方の奉公衆が残らず義材に供奉していたとある。義材の入京に際して「京田舎之奉公之者」が数百人いたという記事をふまえれば、軍記物という性格上、多少の誇張や曲筆を差し引いても、これに近い状況であつたであろうことは想像しうる。

こうした相違をどう理解すればよいだろうか。三十名のなかには久下政光や藤民部宗栄など、当初から義材に供奉していた者もいる。これとは逆に、八番目に加判する杉原盛平は、「京大番帳」によれば義材の河内出陣に隨身していたものの、明応四年の時点では「康正二年造内裏段銭并国役引付」⁽²⁹⁾に同氏の所領としてみえる備後国木梨庄を關所にされていたことが知られる。これは盛平が一時、義材のもとを離れたことに対する処遇であつたと考えてよからう。明応の政変時に義材を見放して多くの奉公衆が河内より上洛した事例からも、なかには一時、義材のもとを離れ、何らかの契機で再び参集した者もいたと思われる。⁽³⁰⁾ 後述するように、義材の西国廻りのルートは「表二」にみえる三十名の所領に符号する点が多く、⁽³¹⁾ 義材が状況を静観していた奉公衆を糾合していく過程がこの数字には反映されてお⁽³²⁾り、連署状は西国廻りと深い関係があると考えられるのである。

二 足利義材と吉見氏―連署状の残ったわけ―

【史料1】は明応の政変で京都を出奔した足利義材が、北陸から

没落して周防の大内義興のもとに身を寄せたのち、義興や細川高国らと入京を果たす西国廻りを終え、再度將軍となって間もない明応七年（永正七年）の間に、義材に近侍していた奉公衆四番衆により作成された連署状であり、とりわけ西国廻りと深い関わりがあると推測するにいたった。奉公衆体制が解体したとされる時期における史料だけに、その点について考えるうえでも興味深いものではあるが、ここで問題としたいのはそうしたことはない。

ところで、【史料1】にあるような番衆内における問題はどのように処理されていたのだろうか。少し時代はくだるが、『大館常興日記』のつぎの記事が参考になる。

【史料5】『大館常興日記』天文八（一五三九）年七月二十八日条

次五番衆市次郎申、細川典廐、背御下知、市知行田地押領、仍成懸御下知候事言上、番頭左衛門佐以折紙申之云々、是又無別儀存候、但如此段、そと典廐へ御案内候て、成懸可被成下之哉由、佐折紙二相見候、

五番衆の市光明が細川晴賢に所領を押領されたことをうけて、奉行人奉書の発給を申請した際、その申し出は五番衆の番頭をつとめる大館晴光を通じて内談衆の中心人物であった大館常興のもとにもたらされている。つまり番衆内における問題は、番頭を通して明らかとされていないかと考えられる。番頭が番衆に及ぼした影響は大きかったようで、軍事行動に際しての動員や指揮は番頭を通して番衆になされ、番衆の家督相続や任官の申請などは番頭を通して將軍になされていたとされている。

連署状に立ち返ると、足利義材の河内出陣において四番衆の番頭をつとめていたのは畠山政近で、彼はその後の西国廻りから入京ま

で一貫して義材に供奉していたことが確認できる。一方、吉見氏は「蜷川番帳」・「永享番帳」・「長享番帳」・「京大番帳」のいずれをみても、一番衆または二番衆、ないしは外様衆としてみえるのみで、四番衆とは接点をもたない。【史料5】でみた例からすれば、連署状は一度、畠山政近のもとにもたらされたとみてよく、それがどのような経緯で「吉見文書」に残ったのか、この点について考えてみる必要があるのではないだろうか。

まず、吉見氏の文書について概観しておく、「尊経閣古文書纂」の「吉見文書」や「編年文書」のほか、「吉見伝書」・「古蹟文徴」・「温故古文抄」に写しの形ではあるが、もともとその一角をなしていたであろう文書が散見し、それをまとめたものが「表三」である。もとよりこの二十七通は、吉見氏に関する文書すべてではないが、内容は軍事行動に関するもの（②～⑨・⑱、以下カッコ内の番号は「表三」の文書番号を示す）、所領に関するもの（①・⑩～⑬・⑮・⑲～⑳・㉒・㉓）が大半を占めており、時期は南北朝（①～⑬）と明応から永正年間（⑱～㉒・㉓・㉔）に集中している。南北朝期のもものは、一通を除けばすべてが吉見氏頼の能登守護としての活動に関するものであり、吉見氏関係文書の残存状況はその時々々の政治的立場を反映したものになっていると考えられる。

では、明応から永正年間の文書はどう解釈すればよいか、具体例をみてみよう。

【史料6】室町幕府奉行人連署奉書（「吉見文書」）

就今度御上洛諸国諸被官人事、相催之可被供奉、然各於所帯以下者、不可有相違、若有令違背之輩者、可被加其成敗由、所被仰下也、仍執達如件、

〈表三〉

通番	年月日	西暦	文書名	差出	宛所	典拠	備考
1	建武02, 05, 26	1335	吉見頼隆下文写	源頼隆 [吉見頼隆]	[吉見宗寂]	古蹟文徴	
2	文和04, 12, 03	1355	足利義詮御判御教書	[足利義詮]	吉見三河守 [氏頼]	吉見文書	
3	康安02, 01, 23	1362	足利義詮御判御教書写	[足利義詮]	[吉見氏頼か]	吉見伝書	
4	康安02, 05, 22	1362	足利義詮御判御教書写	[足利義詮]	[吉見氏頼か]	古蹟文徴	
5	康安02, 05, 28	1362	足利義詮御判御教書写	[足利義詮]	[吉見氏頼か]	古蹟文徴	
6	康安02, 06, 08	1362	足利義詮御判御教書写	[足利義詮]	[吉見氏頼か]	温故古文抄	
7	康安02, 08, 01	1362	足利義詮御判御教書写	[足利義詮]	[吉見氏頼か]	吉見伝書	
8	康安02, 08, 03	1362	足利義詮御判御教書写	[足利義詮]	[吉見氏頼か]	吉見伝書	
9	康安02, 08, 03	1362	足利義詮御判御教書写	[足利義詮]	[吉見氏頼か]	吉見伝書	
10	応安05, 06, 23	1372	管領細川頼之下文写	武藏守源朝臣 [細川頼之]	[五井左近将監頼持]	吉見伝書	
11	応安05, 07, 18	1372	引付頭人仁木義尹施行状写	沙弥 [仁木義尹]	吉見右馬頭入道 [氏頼]	吉見伝書	
12	応安05, 07, 23	1372	能登守護吉見氏頼遵行状写	沙弥 [吉見氏頼]	飯河三郎左衛門尉	吉見伝書	
13	(応永18)04, 03	1411	能登守護畠山満則披露状	沙弥道祐 [畠山満則]	御奉行所	編年文書	吉見伝書にもあり
14	応永19, 07, 02	1412	足利義持御判御教書写	[足利義持]	[吉見右馬頭家貞]	吉見伝書	
15	享徳03, 12, 29	1454	室町幕府奉行人連署奉書写	下総守 [飯尾為教] 沙弥 [飯尾貞連]	守護代 [飯河カ]	吉見伝書	
16	長祿03, 08, 29	1459	管領細川勝元奉書	右京大夫 [細川勝元]	畠山修理大夫入道 [義忠]	吉見文書	吉見伝書にもあり
17	明応03, 08, 21	1494	室町幕府奉行人連署奉書	若狭守 [諏訪長直] 沙弥 [慈倫]	吉見右馬頭 [義隆]	吉見文書	【史料6】、足利義材奉行人
18	明応04, 07, 28	1495	足利義材御判御教書写	[足利義材]	[吉見右馬頭義隆]	吉見伝書	小早川家文書にもあり
19	永正04, 10, 10	1507	某九郎書状	九郎 [吉見カ]	民部少輔 [吉見カ]	吉見文書	前掲、【史料7】
20	永正05, 09, 02	1508	室町幕府奉行人連署奉書	散位 [齊藤時基] 対馬守 [松田英致]	吉見九郎	吉見文書	
21	永正05, 09, 20	1508	室町幕府奉行人連署奉書	散位 [齊藤時基] 美濃守 [齊藤基雄]	吉見九郎	吉見文書	
22	永正06, 02, 28	1509	室町幕府奉行人連署奉書	対馬守 [松田英致] 散位	吉見九郎	吉見文書	散位は花押を据えず
23	天文02, 10, 17	1533	室町幕府奉行人連署奉書	対馬守 [松田盛秀] 左衛門尉 [飯尾盛就]	吉見右馬頭 [仲益]	吉見文書	
24	天文16, 11, 16	1547	室町幕府奉行人連署奉書	対馬守 [松田盛秀] 掃部助 [中沢光俊]	吉見下総守	吉見文書	【史料9】
25	年未詳, 08, 17	?	室町幕府奉公衆四番衆連署状	下津屋信秀ほか29名	?	吉見文書	【史料1】、明応07～永正07
26	年未詳, 10, 12	?	足利義視御内書	[足利義視]	吉見九郎	吉見文書	前掲
27	年未詳, 12, 27	?	吉見義隆書状	義隆 [吉見]	一色駿河守	吉見文書	吉見伝書にもあり、明応～永正年間

明応三年八月廿一日 若狭守(花押)

沙弥(花押)

吉見右馬頭代

署判する若狭守と沙弥は諏訪長直と慈倫にあたり、二人は当時、京都にあった足利義澄の奉行人でなく、義材に供奉していた奉行人であることから、同じ奉行人奉書でも足利義材のそれということになる。内容は越中であつた義材が上洛を企てた際、諸国の被官とともに供奉するよう吉見氏に命じたものである。ほか、この時期の文書は入京後の所領宛行(20) (22) など義材の動向と関連したものであり、連署状への接点も生まれることから、義材と吉見氏の関係、特に西国廻りにおける両者の関係を探ることが、さきほどの疑問へアプローチする近道になると考える。

【史料6】の奉行人奉書にみえる吉見右馬頭は、「吉見伝書」に収録される明応四年七月二十八日付の足利義材御判御教書(18)に「吉見右馬頭義隆」とある人物と同一であろう。彼は同文書の「云馳参正覚寺陣、云越中供奉、忠節」という一節が物語るように、河内出陣から越中への出奔まで義材に供奉していたようで、この点を他史料に求めると、河内出陣については「京大番帳」の外様衆に吉見右馬頭がみえ、越中への供奉は【史料6】に明らかである。義隆については、すでに触

れている論考もいくつかあるが、以下、足りない点を補いながら西国廻りにおける義材と吉見氏の関係についてみていくことにする。

◎吉見義隆

『大乘院寺社雑事記』明応元年四月十五日条には、吉見某が義材の代官として参宮したことがみえ、時期的に義隆と同一と考えてよからう。これが両者の接点の初見であり、河内出陣から越中への出奔まで義材に供奉していたことはさきにもみた通りである。その後、義隆の活動が頻繁にみられるようになるのは明応七年二～五月のことで、義材の上洛準備を模索するにあたり、京都の細川政元や、畠山基家にかわり河内を制圧した畠山尚順らのもとに使者として赴き、交渉を重ねた様子が記されている。この交渉は「越中御所御上洛事ハ、種村以下所存者、大内上洛、毎事公方被得御力而御上洛有之者可目出、不然者不可然也」ともあるように、大内義興との連携を前提とした上洛、極言すれば京都側との徹底抗戦を唱える者がいるなかで行われたものであった。こうした主戦派の動きに押されてか、義材は政元の同意に基づく上洛を断念したらしく、義隆はさしたる成果をあげることなく六月に越中へ帰国した。九月になり、義材が越前一乗谷へと居を移すと、義隆を取り巻く状況は一変したようである。『大乘院寺社雑事記』明応七年閏十月十日条には「去月廿六日、越中御所奉公吉見被切腹了、細川同意之故云々、如何事実歟」とある。義材の使者として政元と交渉を重ねていた義隆が、主戦派に押し切られたことの帰結といえるだろう。事の実否は定かでないが、この記事で最後に義隆の活動は諸史料から姿を消してしまうことから、この時期に死亡したものとみられる。

◎吉見九郎・吉見民部少輔

しかしながら、義隆の一件をもって両者の関係が断絶してしまつたわけではない。周防の義興のもとに身を寄せていた永正三年、進発の準備を整えていた義材に供奉した者のなかに御供衆として吉見九郎、御部屋衆として吉見民部少輔がみえ、この両人は永正五年の入京時にも名がみえる。吉見九郎は、義材が入京して間もない永正五～六年にかけて、近江国栗見庄をはじめ新たに数ヶ所の所領を宛行うことを認めた室町幕府奉行人連署奉書(20)～(22)の宛所に「吉見九郎」とある人物と同一とみなされる。また、吉見民部少輔については、九郎との関係を語ると思われる文書が同じく「吉見文書」にみえる(挿図2)。

【史料7】某九郎書状(「は改行を示す」)

(前闕)之上者無相違「」「」「重而令□□」「」

万一於不儀子細者、以何」時も此方可為進退候、若又於」不儀

子細兎角申事候者、「公儀へ歎可被申候、恐々謹言、

永正四年十月十日 九郎(花押)

民部少輔殿

袖および天が焼失しているため、肝心の内容は不明であるが、万一の事態が起こった時には「公儀」に事情を説明するよう、九郎から民部少輔にあてたものである。重要なことが記してあったとみえ年号が付されているが、宛所には姓が明記されていないことから、近親者にあてたものと思われる。この点および【史料7】が「吉見文書」に残っていることを勘案すれば、九郎と民部少輔はともに吉見氏であり、二人は親子あるいは兄弟と考えて大過あるまい。また、義隆と彼らの関係も、ともに「吉見文書」にその名を確認できるこ

とから、一族であると考えられる。つまり、この書状は義材が義興に奉じられて東上を開始する直前の永正四年十月、義隆亡きあと義材に供奉していた吉見九郎と民部少輔のやりとりを示すもので、「公儀」とは当時、周防にあった義材をさすことになる。その後、九郎は永正六年八月、民部少輔は永正十四年八月まで義材に近侍していたこと、かつ民部少輔は義材の申次をつとめていたことが確認できる。

このように、義材の西国廻りには、はじめ吉見義隆、その死後は九郎と民部少輔というように一族が一貫して供奉していたことになり、「吉見文書」にみえる入京後の所領宛行(20)~(22)は、吉見氏

挿図 2

のこうした行動に対する勲功の賞とすることができる。ここで改めて、連署状がいかなる経緯で「吉見文書」に残ったのか考えると、西国廻りにおける両者の関係に加えて、【史料5】でみた番衆内での問題の処理方法と、吉見民部少輔が再度將軍となつた義材の申次をつとめていたことがその判断材料となる。連署状は一旦、四番衆の番頭で西国廻りに供奉していた畠山政近のもとにもたらされたであろうことはすでに述べた。しかし、政近はそれを直接ではなく、申次を通じて義材への披露を依頼し、その任にあったのが吉見氏であった故に、連署状が「吉見文書」のなかに残つたということができよう。

二三 足利義材の西国廻り―吉見氏の果たした役割―

足利義材の西国廻りには、一族が一貫して供奉するという吉見氏と義材の結びつきをみることできたわけだが、吉見氏は延徳二年正月、義材が將軍に就任した当初からの近臣であつたわけではない。とするならば、吉見氏はどのような契機で義材とつながりを持ち、西国廻りでいかなる役割を果たしていたのだろうか。ここでは、西国廻りのルートとの関係から、これらの問題について考えてみることにする。

義材の周防への下向は突発的に決まったものではなく、明応の政変で京都を出奔してより細川政元との意見調整を行う一方で、大内氏や大友氏など西国の守護と頻繁に連絡をとっていた様子、明応八年の時点で周防への下向が仄めかされている様子から、かなり計画的に進められていたことがうかがえる。こうした下工作の甲斐があつ

てか、明応八年十一月に細川政元との戦いに破れ近江坂本より没落するものの、三ヶ月たった同九年二月には周防にいたことが知られる。⁽⁶⁴⁾

そのルートは、「公方八丹波国二御座、内藤・山名以下御方ヲ申故也」とか「越前大樹江州甲賀郡居住之由有注進云々、一昨日自守護令注進云々、河内江下着之由今日有其沙汰」といった具合に情報錯綜しており、途中、どのような順路を辿ったのかは明らかでない。そうしたなかにあつて、「瓦林政頼記」や「不問物語」に「山陽道防州へ御下向トソ聞ヘケル」、「安西軍策」に「都ヲ落四国阿波国へ下給」と、軍記物には瀬戸内沿いに周防へ入ったと解釈できる記述がある。⁽⁶⁵⁾しかし、入念な下工作をしていた義材が、摂津や丹波といった明応の政変の主導者たる細川政元、播磨・備前・美作といった政元と姻戚関係にあり政変でも重要な役割を果たした赤松氏の領国が存在する地域をわざわざ通過するとは考えられない。

実際はどうだったのか、その点を考えるうえで興味深い記述が「下つふさ集」にある。同集は伊勢貞仍の文明から永正年間にかけての家集であり、歌の前にいかなる時に詠んだのかを示してあることが多いので、当該期の政治状況について示唆に富んだ記事を多く含む。さらに、貞仍は義材の申次をつとめており、⁽⁶⁶⁾政変後の西国廻りにも供奉したことから、その間の状況を語る記述に比較的恵まれている。そのなかに、つぎのようなくだりがある。

【史料8】「下つふさ集」（歌番号一七〇）

明応の比、五月はかりに周防より使節として丹後・但馬・因幡・伯耆・出雲国などまでのほりけるに、石見国三隅のみなど、いふ所にて、五月雨のはれま待ほと、と、まりて

おもひつ、けし、

舟出こそいつともわかぬなみ風のしつ心なきさみたれのころ
貞仍が明応九年に周防へ下着した義材の使者となつてゐること、明応十年は二月で文亀と改元することから、明応九年の周防への下向直後の記事ということになる。

貞仍が義材の使者として赴こうとした丹後・但馬・因幡・伯耆・出雲という五カ国に着目すると、

① 応仁・文明の乱で、出雲の京極持清を除けば、丹後は一色義直、但馬は山名持豊、因幡は山名勝豊、伯耆は山名教之という具合に、義材の父義規を盟主とした西軍に属した守護の領国である。⁽⁶⁷⁾

② すべての国が日本海側にある

という共通点が見いだせる。①に関して明応九年段階の守護は、丹後は一色義直、但馬は持豊のひ孫の山名致豊、因幡は勝豊の子の山名豊時、伯耆は山名尚之であり、西軍を軸とした関係は継続していたと考えられる。残る出雲であるが、「下つふさ集」には貞仍が京極政経のもとに周防から使者として赴いた記事もみえることからすれば、明応九年の時点では義材に与していたとみることができよう。つまり、義材が京都を出奔した直後から行っていた下工作は、さきにもみた「内藤・山名以下御方ヲ申故也」という語句が物語るように、各国の守護との連携作業であつたのではないだろうか。以上の諸点を勘案すれば、義材が周防に下向したルートは日本海側であり、永正五年に入京するまでに義材は中国地方を一周したことになる。

では、各地に散在する吉見氏の所領と同族の検出を通して、西国廻りのルートとの接点をみだし、義材とのつながり、西国廻りで果たした役割について検討してみよう。

◎因幡

「康正二年造内裏段錢并国役引付」には、吉見弥次郎なる者が内裏造営料として二貫三百二十五文を負担した所領として、因幡国高野郷内小田保がみえる。弥次郎という名乗りを冠する人物として「吉見系図」には家朝と政家の二名をあげており、へ吉見氏略系図をみると、両者はともに能登吉見氏の家貞より分かれたと思われる因幡吉見氏である。

小田保については、「吉見文書」につきのような文書がある。

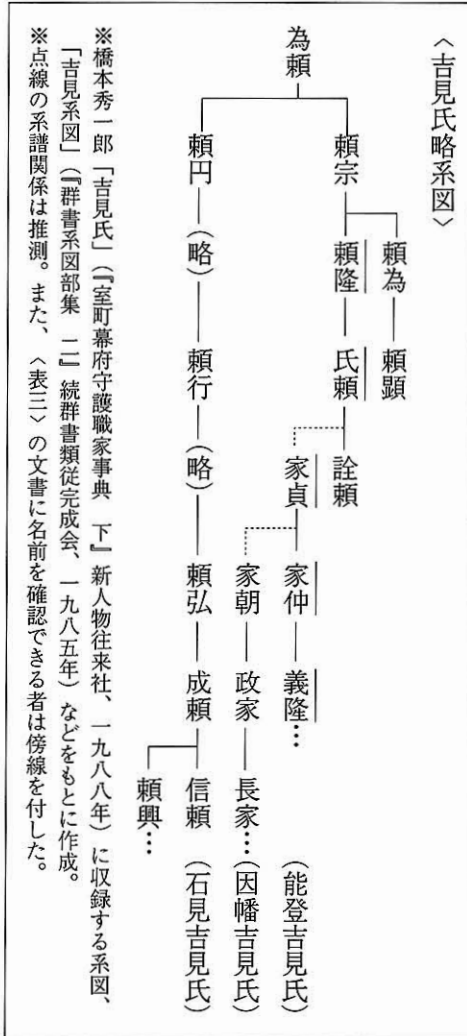
【史料9】室町幕府奉行人連署奉書

同名兵部少輔知行分因幡国小田郷并伊勢国野田保等事、為由緒之地条、被仰付之上者、弥全領知、可被抽奉公忠勤之由、所被仰下也、仍執達如件、

天文十六年十一月十六日

对馬守 (花押)
掃部助 (花押)

吉見下総守殿



吉見兵部少輔の所領であった因幡国小田保と伊勢国野田保などが「由緒之地」という理由で、吉見下総守に安堵されたという内容である。「吉見系図」によれば、政家および長家の官途名は兵部少輔なので、この奉行人奉書にみえる吉見兵部少輔は因幡吉見氏ということになる。一方、吉見下総守は文書群の性格から能登吉見氏とみてよからう。つまり、小田保は因幡吉見氏から能登吉見氏へと伝領されたことになり、両吉見氏は近い関係にあったことが推測される。この点を補強しておく、永正五年七月、吉見弥次郎が北野社領たる因幡国竹見・小羽尾村の代官職を獲得した。義材が大内義興らとともに入京を果たし、再度將軍となった時期にあたり、その動向と関連したものであることは確かだが、その背景には、能登吉見氏と同じ時期に西国廻りに供奉した勲功の賞として所領を宛行われた(20) (22) ことからすれば、因幡吉見氏も同様の行動をしたことがあったのではないだろうか。能登と因幡の吉見氏は系譜も近く、つながりはかなり緊密であったと考えられる。

因幡吉見氏でいま一つ注目されるのは、足利義視・義政・義尚に近侍した形跡が認められることで、その事例としては、

- ・寛正六(一四六五)年九月、赤松有馬元家の赦免を拒否した義政の意見を義視に伝えた吉見兵部少輔
- ・応仁元(一四六七)年九月、伊勢に下向した義視のもとに駆けつけた吉見兵部少輔
- ・文明十(一四七八)年十二月、上野政直とならび義政の申次に召し加えられた吉見兵部少輔政家
- ・文明十一年正月、従二位に叙された義尚に太刀を進上す

る申次として吉見兵部少輔⁸⁵

があげられる。この四者は時期的に同一人物、つまり吉見政家と考
えられる。また、「蝮川番帳」と「永享番帳」に一番衆としてみえ
る吉見伊予守は、因幡吉見氏の祖家朝の官途名が伊予守であること
から同氏は奉公衆一番衆であり、これらの事例は在京奉公の徴証と
することができよう。しかし、どのような経緯かは不明だが、ほと
なく因幡に下国していたらしいことが知られる⁸⁶。

◎石見

「吉見伝書」に収録される明応四年七月二十八日付の足利義材御
判御教書⁽⁸⁾には、足利義材への供奉に対する勲功の賞として吉
見義隆に安堵した所領として石見国吉賀郷がみえる。

【史料10】室町幕府管領畠山満家奉書（『益田家文書 一』）

吉見右馬頭家貞代申、石見国吉賀上領・同中領・同下領・野々
下領等事、為御台御料所先々施行之處、木部一類等押領未休云々、
願招罪科歟、早退彼妨、三角右馬助相共莅在所、沙汰居御代官、
便宜事等、可致合力之由、所被仰下也、仍執達如件、

応永廿九年十一月十八日 沙弥^(沙彌家)（花押）

益田左近将監殿^(家通)

この管領奉書によれば、同地はもと能登吉見氏の所領であったも
のを「木部一類」が押領するために幕府に御料所として申請し、自
らは代官になっていたものと考えられる。同地を押領していた「木
部一類」とは、吉見頼行が弘安五（一二八二）年に能登から石見国
吉賀郡に下向してよりそこを本拠とした石見吉見氏⁽⁸⁷⁾の庶子にあたる。
吉賀郷は吉賀郡のなかにあり、能登と石見の吉見氏は、庶子家筋に
よる押領があるものの、同じ領域に所領と本拠が存在するというつ

ながりをみる事ができる⁽⁸⁸⁾。

こうしたつながりをより具体的に検証してみよう。

【史料11】「政所賦銘引付」⁽⁸⁶⁾ 文明十五年七月四日条

清式大

一、松平遠江入道聖慶 一七 四

綾少路猪熊頼屋地事、為吉見右馬頭家仲相伝旧領沽却之間、
去長祿三年買得已来、為当知行之地之處、号吉見三郎跡海阿
押妨、無其謂、右馬頭ハ能州吉見也、三郎ハ因州也、雖為同
名各別也云々、

長祿三（一四五九）年に松平聖慶が吉見家仲から買得した洛中の
屋地が、この年に同所は吉見三郎の跡地であるとする海阿⁽⁸⁷⁾の押妨を
うけた。それに対して、聖慶は謂われのないことで、家仲は能登吉
見氏、三郎は因幡吉見氏であり、両者はつながりがないとして幕府
に訴えたのである。さきの能登と因幡の吉見氏⁽⁸⁷⁾のつながりを考慮す
ると、聖慶の言い分は不自然であり、この記事には吉見三郎の人物
像について、記主たる蝮川親元の誤記、あるいは聖慶の誤認がある
と考えられる。

この前年に石見吉見成頼の子信頼が大内政弘の館で陶弘護を刺殺
し、信頼もその場で内藤弘矩に殺されるという事件がおきた⁽⁸⁸⁾。この
背景には、応仁・文明の乱で東軍の大内道頓に加担するものの、の
ち西軍の大内政弘に帰属した石見吉見氏と、当初より政弘に加担し
た陶氏との確執、あるいは両者の所領相論があったとされ⁽⁸⁹⁾、信頼は
関連史料によれば、三郎という名乗りであったことが知られるので
ある⁽⁹⁰⁾。つまり、三郎とは吉見信頼のことで、この事件で京都の屋地
を關所にされたものと思われ、それに関連させて海阿は能登吉見氏

が売却した屋地を信頼の跡地として押妨したのであろう。すなわち、能登と石見の吉見氏は、海阿をしてこうした口実を設けさせるほどのつながりがあったのではなからうか。

さて、因幡吉見氏は能登吉見氏との関連から義材の入京に供奉していたと推測したが、石見吉見氏にはその徴証がある。「安西軍策」には東上を開始した義材のもとに参じた石見国人として「高橋大九郎・吉見・益田・三隅・佐波・福屋・小笠原」がみえ、「吉見家譜」によれば義材に供奉した者として吉見頼興がいる。この点を他史料で確認しておく、「実隆公記」永正七年十二月二十日条に定盛法印後室を奪った「吉見大蔵」、「蜷川親孝日記」永正十三年六月十一日条には益田氏とともに御所門役を命じられた「吉見」がみえる。前者は大蔵大輔が三河守とならび石見吉見氏の冠した官途名であること、後者は益田氏とともにみえることからどちらも石見吉見氏の頼興であり、さきの大内氏との関係からすれば義興に随つての上洛であったと思われる。

石見吉見氏についても一つ述べておくと、「長享番帳」の二番衆にみえる吉見次郎には「石見」という注記が付されている。これに関して、『雑々書札』⁹⁵には永正十八年の奉公衆二番衆として吉見大蔵大輔がみえ、彼はさきの『実隆公記』にみえる「吉見大蔵」すなわち頼興と同一であり、同氏は奉公衆二番衆であったと思われる。つまり、二章で検出した一番衆・二番衆・外様衆の吉見氏は、それぞれ因幡吉見氏・石見吉見氏・能登吉見氏と考えられ、足利義尚の近江出陣には三者が、義材の河内出陣には能登と石見の吉見氏が随身していたことになる。⁹⁵

これまで検討してきたように、能登吉見氏には因幡と石見に同族

がいて、この二カ国は義材が周防へ下向するまでに通過したルートに一致する。自分の進退を、細川政元との交渉か、西遷をつづけ大内氏の庇護をうけるか、決めかねていた義材にしてみれば、それぞれの吉見氏が奉公衆として何らかの形で將軍との接点を持ち得たという前提条件もあるだろうが、二章の吉見義隆や本章でみたように、どちらもこなしうる吉見氏の存在は重要であり、このあたりがむしろ両者のつながる積極的な契機になったと考えられる。そして、それぞれは能登吉見氏を軸として所領のあり方や義材への供奉など、動向が連動していたと推測されることからすれば、吉見氏が果たしていた役割は、はじめは京都にいる政元との意見調整、のちは地方に存在する同族連合を媒介として山陰地方の守護や国人との連携作業を進めることであつたのではないだろうか。⁹⁶

結びにかえて

本稿では、「吉見文書」に残る一通の連署状の分析から、足利義材の西国廻りと吉見氏の関連性、同氏の果たした役割について検討を加えてきた。最後に、同氏の活動と同族連合に対する評価を述べて本稿の結びとしたい。

まず、伊勢貞仍や種村氏なども義材と守護との間を往復して連携作業をすすめており、吉見氏の活動も基本的にはそれと変わるところはないと思われる。こうした活動は、將軍の近臣や女房が將軍と特定の守護との間を仲介する申次として存在し、守護の利益をはかるような活動を行っていたという指摘⁹⁶のうえに位置づけることが可能であろう。ただ、彼らと吉見氏が異なるのは、義材と結びついた

契機が、伊勢氏や種村氏は義材の將軍就任あるいはそれ以前にまで求めうるのに対し、吉見氏は地方に同族が存在するというより現実的な理由に起因することである。永正五年に入京して以降、三者はいずれも義材の近臣として活動するのであるが、結びつく契機は一樣でないことに注意する必要がある。

つぎに、吉見氏の同族連合について、細川氏はこの時期にこれまで存在した広範な同族連合を解体させて、畿内を中心にとまとめたことが指摘されている⁹⁾。吉見氏の場合はこれとは逆の動きを示しており、能登のほか、因幡と石見に存在する同族が血縁を中心にとまとめることで自身の存立をはかり、義材はそれを利用したといえるだろう¹⁰⁾。これは、吉見氏にとっても將軍との関係を持つことでその存立基盤がより強固になる、という相互補完的な作用があったと思われる。

義材の西国廻りにおいて、応仁・文明の乱における旧西軍勢力や大内義興の果たした役割は確かに大きい。しかし、吉見氏の例でみたような同族連合が彼らの連携作業の一端を担っていたであろうことを考慮すると、中小クラスの奉公衆や国人たちの血縁あるいは地縁によるつながりと守護や將軍との関係は、当該期における幕府のあり方を考える重要な視点となるのではないだろうか。

〈註〉

- 1 今谷明「京兆専制―後期幕府の権力構造―」（室町幕府解体過程の研究）岩波書店、一九八五年、初出一九七七年。
- 2 「室町幕府―將軍直臣団」（日本中世史研究事典）東京堂出版、一九九五年、設楽薫執筆。末柄豊「細川氏の同族連合体制の解体と畿内領国化」（中世の法と政治）吉川弘文館、一九九二年）は、細川氏内部の検討から今谷氏の提起に訂正を施している。
- 3 西島太郎「足利義晴期の政治構造―六角定頼「意見」の考察―」（日本史研究）四五三、二〇〇〇年）、山田康弘「戦国期室町幕府と將軍」（吉川弘文館、二〇〇〇年）、同「戦国期における將軍と大名」（歴史学研究）七七二、二〇〇三年）。
- 4 主として「国史大事典 一」（吉川弘文館、一九七九年、岩沢愿彦執筆）によった。
- 5 上杉剛「足利義材政権についての一考察―殿中申次を通じて―」（史友）一七、一九八五年）、設楽薫「足利義材の没落と將軍直臣団」（日本史研究）三〇一、一九八七年）、同「將軍足利義材の政務決裁―御前沙汰―における將軍側近の役割―」（史学雑誌）九六―七、一九八七年）。
- 6 末柄豊「足利義材の肖像画」（日本歴史）六二二、二〇〇〇年）、今岡典和「足利義材政権と大内義興」（中世公武権力の構造と展開）吉川弘文館、二〇〇一年）。
- 7 羽下徳彦「流浪の將軍―足利義材―」（点景の中世―武家の法と社会―）吉川弘文館、一九九七年、初出一九七七年）、今谷明「足利義材」（中世奇人列伝）草思社、二〇〇一年）。
- 8 家永遵嗣「足利義材の北陸滞在の影響」（加能史料 会報）一二、二〇〇〇年）。ほか、久保尚文「越中公方と奉公衆―吉見義隆をめぐる―」（越中中世史の研究 室町・戦国時代）桂書房、一九八三年）、「足利義材の越中下向」（富山県史 通史編二）第三章第二節、一九八四年、久保尚文執筆）は越中滞在時の義材と同国の情勢について述べたものであり、傾聴すべき部分が多い。
- 9 東京大学史料編纂所架蔵の写真帳によった。「吉見文書」の詳細は、第二章の〈表三〉を参照。

- 10 『蜷川家文書 一』（東京大学出版会、一九八一年）によった。
- 11 『群書類従 二九』（統群書類従完成会、一九九一年）によった。
- 12 今谷明「『東山殿時代大名外様附』について―奉公衆の解体と再編―」（『室町幕府解体過程の研究』、初出一九八〇年）によった。
- 13 註12今谷論文で、後述する「久下番帳」は在籍者全員の書き上げ、そのほかは戦陣出頭者の記録ではないかと推測していることによる。
- 14 「蜷川番帳」に粟飯原下総守、「永享番帳」に粟飯原三郎左衛門尉・同下総入道、「京大番帳」に粟飯原下総守。
- 15 註11に同じ。
- 16 『系図纂要 八』（名著出版、一九七五年）によった。
- 17 以上、番帳の作成年代は福田豊彦「室町幕府の奉公衆体制」（『室町幕府と国人一揆』吉川弘文館、一九九五年、初出一九八八年）、註12今谷論文を参照。
- 18 『実隆公記』永正八年三月十三日条。
- 19 「久下文書」（『兵庫県史 史料編 中世三』一九八八年によった）。
- 20 註19に同じ。
- 21 『秋藩閩閩録 四』（マツノ書店、一九九五年）の「今八幡宮」の項、
- 22 『大内氏実録』（マツノ書店、一九七四年）の「大内義興」の項。
- 23 註12今谷論文を参照。
- 24 彼は永正五年八月中旬から下旬にかけて駿河より上洛しているものの、「近日」という語句の解釈からは、この年を作成年代より除外するだけの確証は得られなかった。
- そのほか加判する者のうち、諸史料で確認できた主なものをつぎに示す。

◎下津屋与次郎信秀

- ・ 康正三（一四五七）年八月四日付の室町幕府奉行入連署奉書（『東寺百合文書つ』、『室町幕府文書集成 上』思文閣出版、一九八六年によった）に下津屋与次郎信秀。
- ・ 「長享番帳」に下津屋与次郎。
- ・ 「室町殿上醍醐御登山日記」（『統群書類従 一三三下』統群書類従完成会、一九五九年によった）永正十五年七月十七日条に下津屋与次郎。

◎久下駿河守政光

- ・ 「長興宿祢記」文明十九年正月二十五日条に久下新左衛門尉政光。
- ・ 「長享番帳」に久下新左衛門尉。

◎杉原因幡入道善賢

- ・ 「蔭涼軒日録」寛正五年三月二十日条に杉原因幡守。
- ・ 「京大番帳」に杉原因幡守。

◎金山三郎

- ・ 「長享番帳」に金山三郎。
- ・ 「正月以下御事始記」（『後鑑 四』吉川弘文館、一九九九年によった）永正十年七月五日条に金山三郎。
- ・ 「申次条々」（『後鑑 四』によった）永正十三年正月十一日条に金山三郎。

◎杉原下総守盛平

- ・ 「親元日記」文明十三年三月十七日条に盛平。
- ・ （文明十六年カ）十月十日付の伊勢貞宗書状案（『諸状案文』、東京大学史料編纂所架蔵の写真帳によった）に杉原太郎左衛門尉盛平。
- ・ 「長享番帳」に杉原太郎左衛門尉盛平。

◎宮小次郎実信

- ・ 「京大番帳」に杉原下総守。
- ・ 「伊勢家書」（『後鑑 四』によった）永正六年六月一日条に宮小次郎。

◎大和次郎左衛門盛忠

- ・ 「系図纂要」（『系図纂要 八』によった）の大和盛忠に二郎左衛門。
- ◎高孫次郎師定
- ・ 「伊勢貞助記」（『後鑑 四』によった）永正六年三月二十七日条に高孫次郎。

◎杉原美濃守盛重

- ・ 「長享番帳」に杉原三郎左衛門尉盛重。
- ◎藤民部駿河入道宗栄
- ・ 「斎藤親基日記」寛正六年八月十五日条に藤民部中務少輔政盛。
- ・ 「長享番帳」の「東山殿様伺候」に藤民部中務少輔。

◎宮若狭守貞兼

- ・「長享番帳」の「東山殿様伺候」に宮若狭守宗兼。
 ・「蔭涼軒日録」長享三年八月十二日条に宮若狭守。
 ・「別本何事記録」(室町幕府引付史料集成 下)近藤出版社、一九八一年によった)延徳二年閏八月三日条に宮若狭守。
 ・「京大番帳」に宮若狭守。
 ◎宮弥太郎貞盛
 ・「長享番帳」に宮弥太郎。
 ・「蔭涼軒日録」延徳三年二月六日条に宮弥太郎。
 ・「京大番帳」に宮弥太郎。
 ◎東宮内少輔師胤
 ・「実隆公記」永正五年七月二十七日条に東宮内少輔氏胤。
 ・「再昌草」(桂宮本叢書 十一)養徳社、一九四九年によった)永正六年条に東宮内少輔師胤。
 ◎大和佐渡入道永存
 ・「斎藤親基日記」寛正七年二月二十五日条に大和佐渡守。
 ・「親元日記」文明十七年九月十六日条に大和佐渡守。
 25 『史料綜覧 八・九』(東京大学出版会、二〇〇〇年)によった。
 一方この時期、京都にあった足利義澄については、山田康弘「文龜・永正期の將軍義澄の動向」(『戦国期室町幕府と將軍』)を参照。
 26 『統群書類従 二〇・上』(統群書類従完成会、一九五七年)によった。
 27 『統群書類従 二〇・上』(統群書類従完成会、一九五七年)によった。
 28 『蜷川番帳』では三百五十六名、「永享番帳」では三百三十五名、「長享番帳」では三百三十一名、「京大番帳」では三百六十名の奉公衆がみえることによっても自明であろう。
 29 「和長卿記」(『大日本史料 九一』東京大学出版会、一九八六年によった)永正五年六月八日条。
 30 『群書類従 二一八』(統群書類従完成会、一九九一年)によった。
 31 「吉見伝書」(『松雲公採集遺編類纂』砺波図書館協会、一九六六年によった)に収録される明応四年七月二十八日付の足利義材御判御教書写。なお、この文書は「小早川家文書 二」(東京大学出版会、一九九七年)にも残されている。二章の「表三」を参照。
 32 「親長卿記」明応二年四月二十六日条、「晴富宿祢記」同年閏四月三日条など。
- 33 一方、離反したままの四番衆もいたようである。例えば、大和元行などは義材の河内出陣に供奉したものの、明応の政変後は京都に残り義澄に随ったことがみえる。「京大番帳」、「伊勢貞助記」永正元年十二月四日条、「不問物語」(『跡見学園女子大学紀要』一六、一九八三年によった)の「武田元信合力之事」の項などを参照。
 34 飛驒に所領を持つ高山氏と美濃に所領を持つ東氏は、文明九年、父である足利義規が美濃に下向(『長興宿祢記』文明九年十一月十二日条など)したことから関係があると思われる。
 35 『大乘院寺社雑事記』明応七年九月十一日条に、義材が越中放生津から越前一乗谷に移った際、「畠山与次郎・長江九郎次郎以下十三人御共、如常旅人、其後次第〳〵御共衆馳参云々」とあるのはその具体例といえよう。
 36 註2「室町幕府―將軍直臣団」、註17福田論文。付言しておく、彼らの前歴はいくつかのグループに分けることができる。
 ①足利義尚↓義材へと近侍
 下津屋信秀・久下政光・金山三郎・杉原盛重・宮貞盛
 ②足利義政↓義材へと近侍
 藤民部宗栄・宮貞兼
 ③その他
 杉原盛平(義政↓義尚↓義材へと近侍)・大和永存(日野富子↓義材へと近侍)
- 37 実名の比定は「何事記録」(『室町幕府引付史料集成 上』近藤出版社、一九八〇年によった)天文八年十一月十日条による。
 38 内談衆については、拙稿「足利義晴期における内談衆編成の意義について―人的構成の検討を通して―」(『年報三田中世史研究』六、一九九九年)、註3西島論文、設楽薫「足利義晴期における内談衆の人的構成に関する考察―その出身・経歴についての検討を中心に―」(『遙かなる中世』一九、二〇〇一年)などを参照。
 39 このほか、『大館常興日記』天文九年九月二十五日条も参考となる。
 40 註5設楽「足利義材の没落と將軍直臣団」。
 41 註5設楽「足利義材の没落と將軍直臣団」。「大乘院寺社雑事記」明応二年五月二日条、「京大番帳」。

- 42 註5設案「足利義材の没落と將軍直臣団」。「不問物語」の「大樹上洛御門出之事」や「柳營御入洛之事」の項。さきに述べた番頭と番衆の關係を考えれば、連署状はまさにその影響力を象徴するものというこゝとまでできるだろう。
- 43 「蝸川番帳」と「永享番帳」に吉見伊予守、「長享番帳」に吉見六郎。吉見六郎は、『実隆公記』長享元年十一月二十九日条に、近江へ出陣していた足利義尚の使者としてみえる。
- 44 「永享番帳」に吉見七郎、「長享番帳」に吉見次郎、「京大番帳」に吉見。吉見次郎には「石見」と注記がある。
- 45 「蝸川番帳」に吉見右馬頭、「長享番帳」に吉見右馬頭、「京大番帳」に吉見右馬頭。「永享番帳」には、文明十二〜三年の外様衆として吉見太郎がみえる。
- 46 註31に同じ。
- 47 以上、『加能古文書』(名著出版、一九七三年)によった。
- 48 吉見氏頼については、佐藤進一『室町幕府守護制度の研究 上』(東京大学出版会、一九八八年)、橋本秀一郎「吉見氏」(『室町幕府守護職家事典 下』新人物往来社、一九八八年)、同「能登の吉見時代を考える」(『加賀・能登 歴史の窓』青史出版、一九九九年、初出一九七七年)などを参照。
- 49 『室町幕府文書集成 上』によった。
- 50 ほか『大乘院寺社雑事記』明応二年五月二日条。なお、「長享番帳」に外様衆としてみえる吉見右馬頭も義隆とみなしてよからう。
- 51 註5設案「足利義材の没落と將軍直臣団」、註8久保「越中公方と奉公衆」、同「足利義材の越中下向」。
- 52 今谷明「室町時代の河内守護」(『守護領国支配機構の研究』法政大学出版局、一九八六年、初出一九七六年)を参照。
- 53 『大乘院寺社雑事記』明応七年二月十日条、『後法興院記』明応七年五月十九日条、(明応六年カ)十二月二十一日付の神保長誠黒印状(『松尾寺文書』、『富山県史 史料編Ⅱ 中世』一九七五年によった)。
- 54 『大乘院寺社雑事記』明応七年二月七日条。
- 55 『大乘院寺社雑事記』明応七年四月七日条・同年六月七日条。
- 56 『後法興院記』明応七年九月五日条、『大乘院寺社雑事記』同年九月十日条。
- 57 一日条。
- 58 註42「不問物語」に同じ。
- 59 註58「武雜札」、「守光公記」(『広橋家記録』のうち、国立歴史民俗博物館架蔵の写真帳によった) 永正十四年五月十三日条。
- 60 註5上杉論文、設案「將軍足利義材の政務決裁」。
- 61 『大乘院寺社雑事記』明応二年八月十一日条、(明応二年)十一月三日付の「色視元書状案、(明応三年)正月晦日付の大内義興書状(ともに『相良家文書 一』東京大学出版会、二〇〇一年によった)など。
- 62 (明応八年)九月十三日付の大内義興書状(『平賀家文書』東京大学出版会、一九七九年によった)、河合正治『安芸毛利一族』第五章(新人物往来社、一九九六年)。
- 63 「嚴助往年記」(『改訂史籍集覽 二五』臨川書店、一九八四年によった)・『後法興院記』明応八年十一月二十二日条。
- 64 (明応九年)二月十三日付の足利義材御内書(『相良家文書 一』)。
- 65 『大乘院寺社雑事記』明応八年十二月一日条。
- 66 『後法興院記』明応八年十二月十三日条。
- 67 『改訂史籍集覽 一八』(臨川書店、一九八四年)によった。
- 68 こうした記述をうけてか、註7今谷論文ならびに註62河合著書では、義材は瀬戸内を海路周防に入ったとする。
- 69 青山英夫「明応の政変」に関する覚書(『上智史学』二八、一九八

- 三年)、今谷明「赤松政則後室洞松院尼細川氏の研究―中世に於ける女性権力者の系譜―」(『室町時代政治史論』塙書房、二〇〇〇年、初出一九九五年)。
- 70 『私家集大成 第六卷 中世IV』(明治書院、一九七六年)によった。
- 71 『北野社家日記』明応二年二月七日条。なお、同記の明応二年閏四月一日条には、政変に連座して貞仍の邸宅が破却されたことがみえる。註42「不問物語」に同じ。
- 72 稲垣泰彦「応仁・文明の乱」(『岩波講座日本歴史七 中世三』岩波書店、一九六三年)、「応仁の乱と朝倉・武田氏」(『福井県史 通史編二 中世』第四章第一節、一九九四年、川村昭一・松原信之執筆)。
- 74 「下つふさ集」(歌番号二二九)。「下つふさ集」にはこのほかにも何度か、伯耆の山名尚之、丹後の一色義直へ使者として赴いた記事がみえる(歌番号二五〇・四〇五)。また註34で、高山氏や東氏の参集を足利義視の美濃下向と関連すると推測したが、同集には「將軍家越中国へ御座をうつされし比、九月はかりにしひて馳参として、伊勢・尾張・美濃国をへて飛驒の山中をこえけるに、今年生の楓の二葉なるかもみちたるをとりて、ともなひける法印、秀^{三井寺}実相院に申侍し」(歌番号三九一)という記事があり、義材による直接的な呼びかけもあつたのではないかと思われる。
- 75 『群書類図部集 一二』(統群書類従完成会、一九八五年)によった。実名は明らかにしえないが、『言継卿記』天文十三年正月十五日条、同十五年正月十五日条などに名がみえる。
- 76 『北野社家日記』永正五年七月日条。
- 77 赤松有馬元家・今参局・烏丸資任のいわゆる三魔については、家永遠嗣「『三魔』―足利義政初期における將軍近臣の動向―」(『日本歴史』六一六、一九九九年)を参照。
- 79 『蔭涼軒日録』寛正六年九月十七日条。
- 80 「応仁別記」(『群書類従 二二〇』統群書類従完成会、一九九六年によつた)。
- 81 「長祿二年以来申次記」(『群書類従 一二二』統群書類従完成会、一九八二年によつた)。
- 82 「兼頭卿記」(『広橋家記録』のうち、国立歴史民俗博物館架蔵の写真帳によつた) 文明十一年正月十二日条。
- 83 註81に同じ。因幡吉見氏については、「吉見氏の諸国分散」(『吉見町史 上』第三章第四節、一九八八年、大護八郎執筆)にわずかながら言及がある。
- 84 「吉見系図」。吉賀郡が石見吉見氏の本領であつたことについては、(年未詳)十一月十日付の大内政弘書状(『吉見家文書』、『山口県史 史料編 中世二』二〇〇一年によつた)、(年未詳)七月四日付の西山妙盛書状(『史料集・益田兼堯とその時代―益田家文書の語る中世の益田(二)―』益田市教育委員会、一九九六年によつた)を参照。この西山妙盛書状にみえる吉見三河守について、前掲書では能登吉見氏とするが、官途名から石見吉見氏であると思われる。
- 85 同所をめぐる能登と石見の吉見氏については、「守護領国制と吉見氏」(『津和野町史 一』第二部第五章、一九七〇年、沖本常吉執筆)に詳しい。しかし、両者を惣領と庶子に位置づけ、庶子が惣領を凌駕してゆくとする展開には疑問が残る。
- 86 『室町幕府引付史料集成 上』によつた。
- 87 「政所賦銘引付」文明九年十月十七日条によれば、家仲が百貫文で売却したのは「綾小路猪熊与五条坊門東頼」の屋地で、長祿三年四月二十一日付の売券が添えられていた。また、海阿は足利義尚に近侍しており、延徳三年三月に死亡したことが知られる(『蔭涼軒日録』文明十七年十一月九日条・延徳三年三月二十六日条)。
- 88 文明十四年十二月十七日付の室町幕府奉行人連署奉書(『益田家文書 一』、『蔭涼軒日録』延徳元年正月晦日条)。
- 89 「正任記」(『山口県史 史料編 中世二』一九九六年によつた) 文明十年十月二十日条、『史料集・益田兼堯とその時代―益田家文書の語る中世の益田(二)―』、「応仁乱と分国の擾乱」(『津和野町史 一』第二部第七章)。
- 90 註88に同じ。なお、因幡吉見氏でも家長は三郎と名乗つたことがみえるが、時期的にあてはまらない。
- 91 石見吉見氏が京都に屋地を構えていた可能性については、『親元日記』寛正六年三月十七日条が参考となる。
- 92 『萩藩閥閥録 一』(マツノ書店、一九九五年)の「毛利伊勢」の項に

よった。

93 『蔭涼軒日録』延徳二年八月二十八日条など。

94 設楽薫「將軍足利義晴期における「内談衆」の成立（前編）——享祿四年「披露事条々」の検討を出発点として——」（『室町時代研究』一、二〇〇二年）によった。

95 註43、45参照。

96 石見国人については、岸田裕之「芸石国人領主連合の展開」（『大名領国の構成的展開』吉川弘文館、一九八三年）を参照。なお、田中克行「肥前吉見氏についての「考察」（『虹の記憶——田中克行遺稿集——』、一九九七年）によれば、九州探題渋川氏の被官で肥前に下向した吉見氏がいたことが知られるものの、本稿でみた吉見氏との関係は不明である。

97 伊勢貞仍の活動は「下つふさ集」、種村氏の活動は註61を参照。なお、註5設楽「足利義材の没落と將軍直臣団」、同「將軍足利義材の政務決裁」には種村氏について詳細な記述がある。

98 註3山田論文。

99 註2末柄論文。

100 この点で、吉見氏のあり方は、奉公衆は地方での將軍権力の拠点、という註17福田論文や佐藤進一「室町幕府論」（『日本中世史論集』岩波書店、一九九〇年、初出一九六三年）の記述を具体的に示すものといえるだろう。